

箕面市議会オンラインを活用した委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、箕面市議会委員会条例（昭和34年箕面市条例第14号。以下「条例」という。）第12条の2第1項の規定によるオンラインを活用した委員会（箕面市議会議会運営委員会条例（平成9年箕面市条例第40号）第13条において準用する議会運営委員会を含む。以下「オンライン委員会」という。）の運営に関し、同条第4項の規定に基づき、表決の方法その他必要な事項を定めるものとする。
(オンライン委員会の開会)

第2条 委員長は、条例第12条の2第1項の規定に該当すると認めるときは、やむを得ない事情がある場合を除き、オンライン委員会の開会を決定するものとする。
この場合において、委員長は、あらかじめ副委員長及び委員の意見を聴くことができる。

2 委員長は、前項の決定をしたときは、速やかにその旨を所属の委員に連絡しなければならない。

(オンラインによる出席の申請)

第3条 委員会にオンラインによる出席を希望する委員は、原則として、委員会開催日の前日（市の休日にあたる場合は、その前日）の午前10時までに、所定の申請書（様式第1号）を委員長に提出しなければならない。

2 委員長は、前項の申請書を提出した委員が委員会の開催場所（以下「委員会室」という。）に参集することが困難であると認めるときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これを許可するものとする。

(オンライン出席委員の責務)

第4条 オンラインにより委員会に出席する委員（以下「オンライン出席委員」という。）は、委員会開会予定時刻の30分前までに、議会事務局職員との間で通信環境の確認をしなければならない。

2 オンライン出席委員は、映像と音声の送受信により委員会室の状態を認識しながら通話するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 情報セキュリティ対策を適切に講じること。

(2) オンライン出席委員が現にいる場所に当該委員以外の者を入れないこと。

(3) 委員会に関係しない映像や音声が入り込まないようにすること。

(委員長及び副委員長のオンライン出席の取扱い)

第5条 委員長及び副委員長は、円滑な議事運営を確保する観点から、オンラインにより委員会に出席することができない。

(オンラインによる出席)

第6条 委員長は、オンラインにより委員会に出席しようとする委員について、本人の映像と音声を確認できる場合に限り、出席委員と認めるものとする。

(表決の方法等)

第7条 委員長は、意見の有無を諮るとき及び簡易表決を採るときは、オンライン出席委員及び委員会室に出席している委員に同時に行う。

2 委員長は、挙手で表決を採るときは、オンライン出席委員の可否と委員会室に出席している委員の可否を同時に確認し、合算して多少を認定する。なお、オンライン出席委員は、賛成の意思を表明する場合にあっては、他の委員が意思を明確に判別できるよう、挙手の状態が明瞭に映像として送信されるようにしなければならない。

3 表決宣告の際、前条の状態が確認できないオンライン出席委員は、表決に加わることができない。

4 投票による表決は、オンライン委員会においては、行うことができない。

5 委員会における選挙は、指名推薦の方法で行う場合のみ行うことができる。

(秩序保持に関する措置)

第8条 オンライン出席委員が条例第19条第2項に規定する状況にあるときは、委員長は、回線の遮断により、映像と音声の送受信を停止する措置を講じることができる。

附 則

この要綱は、令和3年12月3日から施行する。

様式第1号（第3条第1項関係）

オンライン出席申請書

年 月 日

委員会
委員長 様

委員名

1 開会日

年 月 日（ ）

2 オンラインによる出席を希望する理由

3 参加場所